

それ、本当に
だいじょうぶ？

靈感商法などの 悪質商法に注意!

静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。



不安を煽り、運気の悩みにつけ込む手口に注意! ～靈感商法のトラブル～

1

開運ブレスレットなどの購入を機に悪質な勧誘に遭い、高額なお金を支払ってしまったなどのトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。なかには、本人だけでなく家族の運勢についても良くないことを強調して不安を煽り、冷静な判断力を失わせて勧誘するケースも見られ、注意が必要です。



【ケース①】

雑誌の広告を見て1万円の開運ブレスレットを購入したところ、後日販売業者から電話で「先祖の供養をしないと家族に災いが降りかかる」と言われ、祈祷代の50万円を振り込んでしまった。さらに、その後も勧誘が続き、祈祷代や開運商品などに高額な料金を支払ってしまった。

【ケース②】

週刊誌で「無料の運命鑑定」を見つけ業者に電話したところ、運勢が良くなる数珠を勧められて3千円で購入した。数日後、業者から電話で「あなたは邪気が強い」と祈祷を勧められ、50万円を振り込んでしまった。今のところ運気が良くなったようには思えない。

参考:消費者庁、独立行政法人国民生活センターウェブサイト

被害に遭わないためのポイント

- ✓ **トラブルに巻き込まれたら一人で悩まず相談しましょう!**
- ✓ **業者の言葉をうのみにせず、慎重に判断しましょう**



消費者ホットライン
(局番なし)

い や や!
☎ 188

※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。
※通話料がかかります。(通話料金定額プランの対象外です。)

◆条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンス等で受付時間や連絡先をご案内します。 ◆PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

お得に見える通信販売広告に注意!

2

～意図しない定期購入トラブル～

全国の消費生活センターには、インターネット通販のトラブルの他に、新聞広告等の「定期購入」に関する相談も多数寄せられており、インターネット利用が少ない人も注意が必要です。



【ケース①】

インターネット通販で、「初回お試し価格、10日間解約保証」と書かれた健康商品を注文したが、効果を感じられず解約を申し出ることになった。しかし解約保証期間中でも「4ヶ月分の代金の支払い」が解約条件だと言われ、規約を見返すと下部にその記載があったが、注文時は全く気が付かなかった。

【ケース②】

見出しに大きく「初回限定500円」と記載されたサプリメントの折込み込み広告を見て、電話で注文したところ、無事に届いた。しかし翌月も同じ商品が届いたため不審に思い、広告を見返すと、「初回限定」の文字から離れた箇所に、小さな文字で「解約の御連絡が無い限り商品が毎月送付されます。翌月以降のお支払いは4千円です。」と記載されていた。

参考:独立行政法人国民生活センターウェブサイト

被害に遭わないためのポイント

- ✓ 「定期購入」が条件でないかを購入前にしっかりと確認!
- ✓ 購入前には業者の情報や解約条件を確認し、注文や事業者とのやりとりの記録を残しましょう



「通信販売」にはクーリング・オフがありません!

注文後は消費者の都合で一方向的にキャンセルできず、業者が定めた特約に従うことになります。

県の消費生活相談窓口

平日 9:00～16:00

(土日祝日および年末年始は受け付けておりません。)

靈感商法に関する弁護士相談を実施しています。詳細はお問い合わせください。

東部県民生活センター
TEL.055-952-2299

中部県民生活センター
TEL.054-202-6006

西部県民生活センター
TEL.053-452-2299

消費者ホットライン
(局番なし)

い や や!
☎ 188

※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。

※通話料がかかります。(通話料金定額プランの対象外です。)

◆条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンス等で受付時間や連絡先をご案内します。 ◆PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。



【発行】静岡県暮らし・環境部県民生活課

(2023年9月発行)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-2175 FAX: 054-221-2642

Eメールアドレス :shohi@pref.shizuoka.lg.jp

突然来る！訪問販売のトラブル

事例

来訪した業者に「お宅の屋根が傷んでいるのが見えた。無料で見てあげましょうか」と言われた。
屋根に上がった業者から、「このままだと雨漏りして大変なことになる」と言われ、修理の契約をした。
その後、次々と修理を勧められ、言われるままに契約してしまった。
他の業者に見てもらおうと、不要で高額な契約だったと分かった。



<消費生活センターから>

- ・「無料点検」、「大変なことになる」と言われても慌てない。
- ・心配ならば複数の業者に見積もりを出してもらい、比較検討しましょう。
- ・ご家族や信頼できる方に相談してみましよう。
- ・契約する前に、本当に工事が必要かを含め、検討する時間を十分取り、慎重に判断しましょう。
- ・訪問販売の契約は解約できることがあります。詳細はご相談ください(秘密厳守・相談無料)

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 055-934-4841 (受付 平日8:30~17:15)



見守り 新鮮情報

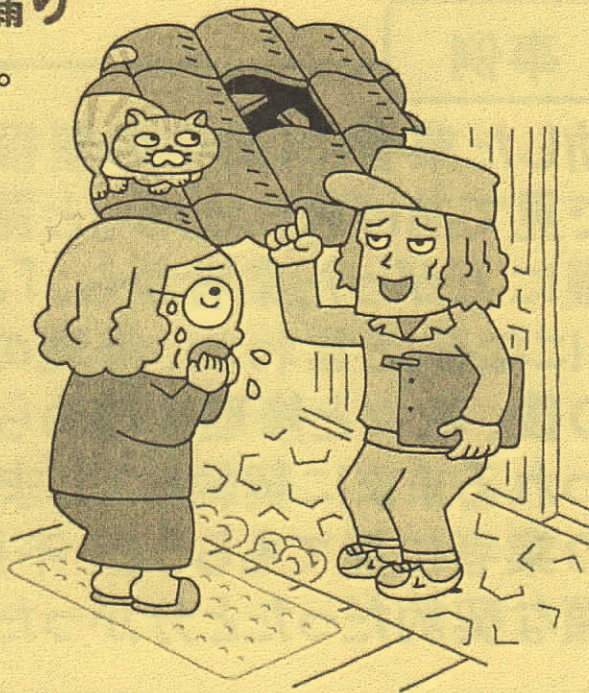
「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。

このままでは雨漏り

するかもしれない。

すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

(70歳代 女性)



不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



見守るくん

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。